

飛 翔

労働保険事務組合 東京SR経営労務センター

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町
3-7-12 清話会ビル4階

☎03(3264)0751・FAX 03(3264)0753

URL <https://tokyo-srkrc.jp>

発行人 亀谷 康弘

編集 会員委員会



《 目 次 》

会長のご挨拶	2	◆ 行政窓口情報 ◆	
東京SR経営労務センター 令和6年度総代会報告	3	<ハローワーク飯田橋>	14
東京SR建設業労災福祉協会 令和6年度総代会報告	8	<中央労働基準監督署>	15
メールアドレス登録のご案内	10	会員支援事業のご案内	16
委員会の活動状況について	11	1. 家庭用常備薬 2. 人間ドック	
		3. 労働新聞社	
		事務局からのお知らせ・編集後記	20



会長のご挨拶

東京SR経営労務センター 会長 亀谷 康弘

社会保険労務士会員、事業主からなる準会員の皆様には、平素より当センターの事業運営に特段のご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

先般6月14日に行われました令和6年度総代会、また、第93回理事会におきまして、総代及び理事の皆様の活発な議論の中、各議案について、ご承認を得ましたことをご報告させていただきます。引き続き、当センターの更なる発展のため、一身上の利害を超えて邁進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

今年の夏も、熱い日差しと共に様々な事象の変化が私たちを取り巻いております。経営環境や労働市場が急速に変化する中で、当センターの使命は一層重要になってきております。事業の持続的な成長と従業員の皆様の充実した働き方を実現するために、当センターの取り組みが皆様方のお役に立てるよう、頑張っております。

さて、令和6年度においては、当センターが直面しております課題解消を含め、以下の各施策に取り組んでいるところです。3点ほどご紹介させていただきます。

1点目は、基幹システムの変更についてです。

昨年、約4カ月間にわたり、皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけいたしました基幹システムのランサムウェア感染被害への対応につきましては、同様に被害に遭いました全国のSRや正副会長会、IT委員会と多くの議論を重ねたあと、7月11日に開催いたしました臨時理事会での承認を得て、令和8年度の年度更新を目的に、新たな基幹システムへ変更することが決定いたしました。

これから新システムを構築することとなりますが、多くの要望を反映させていくことにより、更なるセキュリティの向上と業務の効率化を図る所存です。ご期待ください。

なお、今回の感染被害にあたり、当センター

が被りました経済的な損失につきましては、全国のSRと共同して訴え提起しました調停への参加を通じ、賠償の請求をしているところがございます。今後の推移を見守りながら改めて報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

2点目は、業務プロセスの効率化についてです。現在最近の物価高騰に対応するため業務プロセスの見直しを図っているところです。特に、デジタル化の推進は喫緊の課題であり、①書類の電子化の推進による紙ベースの書類管理や郵送費の削減②諸手続きを自動化するWeb支給明細書等確認サービスの導入による業務の効率化の向上③研修のオンライン化による開催費の削減やイベントペイの導入による利便性の向上④年2回発行している会報の電子化の採用、などを積極的に進めてまいります。ご理解の程よろしくお願いいたします。

3点目は新規会員の確保についてです。

当センターの更なる発展を図るため、東京都社会保険労務士会を初めとした、関係団体との連携をより密にいたしまして、新規会員の確保を積極的に図っている所存です。これまでの概念にとらわれることなく、進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、私たちの取り組みが、会員及び準会員の皆様の事業活動の発展や労働環境の改善に少しでも貢献できることを心より願っております。共に成長し、より良い未来を築いていくために、一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、皆様方の益々のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

東京SR経営労務センター 令和6年度総代会報告

令和6年6月14日(金)午後3時00分より、ホテル東京ガーデンパレスで、令和6年度総代会が開催されました。

当日は、討議が活発になされ、審議の結果、議案第1号から第4号までの総ての議案が原案どおり承認されました。

総代会次第、審議事項は下記のとおりです。

令和6年度総代会次第

- | | | |
|--------------|---------------------------------|-------------|
| 1. 開会の辞 | 副会長 吉 永 晋 治 | |
| 2. 会長挨拶 | 会 長 亀 谷 康 弘 | |
| 3. 出席者数の確認報告 | 706名(委任状を含む) | |
| 4. 議長・副議長の選出 | 議 長 長谷川 淳 一 | 副議長 岡 本 直 子 |
| 5. 議事録署名人の選出 | 武 江 勇 | 長 尾 修 身 |
| 6. 議事運営委員の選出 | 委員長 原 幸一郎 | 副委員長 柱 山 步 |
| | 山 本 奈 央 | 平 澤 貞 三 |
| | 吉 村 光 弘 | |
| 7. 議 事 | | |
| <審議事項> | | |
| 第1号議案 | 令和5年度事業報告に関する件 | |
| 第2号議案 | 令和5年度収入支出決算報告に関する件
(監 査 報 告) | |
| 第3号議案 | 令和6年度事業計画(案)に関する件 | |
| 第4号議案 | 令和6年度収入支出予算(案)に関する件 | |
| 8. 来賓祝辞 | 全国社会保険労務士会連合会 副会長 杉 田 貴 信 様 | |
| | 東京都社会保険労務士会 副会長 永 井 康 幸 様 | |
| | 全国社会保険労務士政治連盟 副会長 前 田 昭 博 様 | |
| | 東京SR経営労務センター 顧 問 三井田 信 二 様 | |
| 9. 閉会の辞 | 副会長 山 本 昌 之 | |

来賓出席者御芳名

(順不同)

- | | | | |
|--------------------|---------------------|----------------|---------------------|
| 飯田橋公共職業安定所 | 所 長 加 藤 辰 明 様 | 全国社会保険労務士会連合会 | 副会長 杉 田 貴 信 様 |
| 東京都社会保険労務士会 | 会長代理(副会長) 永 井 康 幸 様 | 全国社会保険労務士政治連盟 | 副会長 前 田 昭 博 様 |
| 東京社会保険労務士協同組合 | 理事長 吉 田 公 明 様 | 社労士成年後見センター東京 | 理事長 古 澤 和 哉 様 |
| 全国労働保険事務組合連合会 東京支部 | 支援センター理事長 吉 田 一 郎 様 | 飯田橋労働保険事務組合協議会 | 会長代理(副会長) 石 原 佳 以 様 |
| | 事務局長 上 條 正 房 様 | | |

東京都社会保険労務士会

副会長 宇野 尚志 様
副会長 机 秀明 様
副会長 三平 和男 様
常務理事 福井 隆昭 様

東京都社会保険労務士会

副会長 助川 弘美 様
副会長 永井 哲也 様
常務理事 堀内 勝 様

東京都社会保険労務士会

千代田統括支部長 朝比奈 睦明 様
山手統括支部長 福島 紀夫 様
城北統括支部長 稲田 耕平 様
城東統括支部長 遠藤 誠 様
武蔵野統括支部長 濱本 絵美 様
多摩統括支部長 坂本 鉄也 様

東京都社会保険労務士会

中央支部長 藤原 伸吾 様
台東副支部長 山本 浩二 様
新宿支部長 野中 剛 様
港支部長 齋藤 邦芳 様
品川支部長 鈴木 祐一郎 様
大田支部長 北澤 正敏 様
目黒支部長 小泉 正典 様
世田谷支部長 岩城 眞也 様
豊島支部長 高麗 裕介 様
北支部長 高木 博之 様
板橋支部長 佐藤 信 様
墨田支部長 廣野 正通 様
江東支部長 丹治 美和子 様
江戸川副支部長 伊東 和浩 様

愛知中央SR経営労務センター

会長 小寺 佐智子 様
常務理事 田中 佳忠 様

大阪SR経営労務センター

会長 島谷 高弘 様
副会長 樽谷 かず子 様
副会長 上田 和男 様
事務局長 米沢 正明 様

東京SR経営労務センター

顧問 三井田 信二 様

令和5年度事業報告(要旨)

令和5年度における当センターの主な事業内容は次のとおりです。

- (1) 労働保険料の申告、納付、徴収の適正化を図り法定納期内完納に努めた結果、労働保険料納付率は99.8%となった。
- (2) 労働保険未手続事業所に対して、積極的な加入勧奨を行い適用促進に努めた。
- (3) 年度更新業務等の事務処理効率化に努めた。
- (4) マイナンバー制度に係る労働保険事務手続等について適正処理に努めた。
- (5) インボイス制度の開始に伴い、適正な事務処理に努めた。
- (6) 研修会等を開催し、会員の資質の向上並びに更なる労働保険事務の円滑なる推進に努めた。
- (7) 新規入会者説明会を毎月2回実施した結果、新規社会保険労務士会員86名、事業主会員530事業所が入会し組織の拡大が図られた。
- (8) 広報活動として、創立35周年記念誌の発行及び会報「飛翔」を年2回発行、各種業務情報(事例集No.141~147)の提供等を実施するなど、会員へのサービス充実に努めたほか、当センター研修会開催案内を東京都社会保険労務士会会報に同封し周知した。
- (9) 医薬会社、医療機関と契約し、事業主会員向けに家庭常備薬、人間ドックのあっ旋を行ったほか、総合的福利厚生事業等の紹介、WEBサイトを利用した会員事務所用パンフレット・ホームページの作成支援、傷害共済制度の紹介、選択制確定拠出年金制度の紹介、エンディングプランの紹介を行った。
- (10) 会員への助成に関する事業を実施した。
- (11) ホームページのサイト改修により法令改正等情報を随時ホームページに掲載し、電子メールにより会員への迅速な情報提供を実施した。
- (12) ブロック活動の一環としてブロック交流会を開催し、東京都社会保険労務士会統括支部長及び支部長を招き、ブロック会員、正副会長による意見交換を行った。

- (13) 東京都社会保険労務士会協力のもと、新規入会者に対して当センターのパンフレットを配付したほか、新規登録入会研修会において、当センターの周知と加入勧奨を実施した。
- (14) 令和5年7月14日(金)に第24回全国SR経営労務センター世話人会を福岡県福岡市にて、また、令和6年2月16日(金)に第25回全国SR経営労務センター世話人会を静岡県静岡市にて開催し、積極的な意見交換を行った。
- (15) 令和5年10月6日(金)、12月22日(金)、令和6年3月21日(木)関係世話人(東京、静岡、大阪、愛媛、福岡の各SR)により、社労夢ランサムウェア感染被害に伴う対策会議を開催し、被害状況の確認と今後の対応について協議した。
- (17) 令和5年10月20日(金)山梨県甲府市で開催された、第25回関東甲信越ブロックSR経営労務センター連絡協議会において、基幹システムのランサムウェア感染被害をテーマに、各SRの被害状況と対応策について議論した。また、11月17日(金)には、第3回関東甲信越ブロック経営労務センター事務局会議も山梨県甲府市で開催され、実務者レベルによる事務手続の留意点と具体的な事務処理について議論した。
- (18) 令和5年11月14日(火)全国社会保険労務士会連合会主催の第1回SR経営労務センター特別委員会に参加した。

令和5年度決算報告

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		令和5年度	勘定科目		令和5年度
大科目	中科目	決算額	大科目	中科目	決算額
1. 会費収入①		123,609,100	1. 事業費		24,558,989
2. 会費収入②		6,991,000		(1) 研修会費	2,089,862
3. 会費収入③		1,639,500		(2) 助成費	13,086,280
4. 入会金収入		5,280,000		(3) 広報活動費	2,860,081
5. 報奨金等収入		18,248,846		(4) IT対策費	2,175,278
	(1) 報奨金	16,117,500		(5) 福祉事業費	370,925
	(2) 適用促進奨励金	1,609,850		(6) 年度更新業務費	3,976,563
	(3) 中退金等手数料	521,496	2. 管理費		154,642,714
6. 事務受託費		7,167,600		(1) 人件費	94,248,231
7. 雑収入		2,104,666		(2) 会議費	5,915,639
	(1) 雑収入	2,104,268		(3) 事務所借入等需用費	54,478,844
	(2) 受取利息	398	3. 特別損失		0
			4. 予備費		100,000
当期収入合計(A)		165,040,712	当期支出合計(C)		179,301,703
前期繰越金		49,515,298	当期収支差額(A)-(C)		△ 14,260,991
収入の部合計(B)		214,556,010	支出の部合計		179,301,703
			次期繰越収支差額(B)-(C)		35,254,307

令和6年度事業計画

I. 労働保険事務組合の運営に関する事業

- (1) 労働保険料の適正な申告・納付及び徴収の適正化による収納率の向上
- (2) 労働保険未手続事業所の適用促進による新規委託事業所の拡大
- (3) 個人情報の適切な保護及び管理による機密保持の徹底
- (4) 年度更新業務等の事務処理効率化
- (5) マイナンバー制度に係る労働保険事務手続等についての適正処理

II. 組織の充実にに関する事業

1. 研修・講習に関する事業

- (1) 労働保険・安全衛生・人事労務管理及び経営管理に関する研修・講習の充実

- (2) 会員に対する年度更新事務を始めとした事務組合実務の研修会・講習会の開催
- (3) 加入希望社労士に対する説明会の開催(新規加入会員必須実務研修)
- (4) 外部向けセミナーの開催

2. 広報活動に関する事業

- (1) 会報「飛翔」の発行
- (2) ホームページを活用した積極的な広報
- (3) 電子メール等を活用した会員向け労働保険関係情報の周知
- (4) 各種業務情報(事例等情報)の提供
- (5) 東京都社会保険労務士会会報等による広報活動
- (6) 東京都社会保険労務士会「新規登録入会研修会」等での当センターの紹介

3. 福利厚生に関する事業

- (1) 会員事業所等の福利厚生の充実支援
 - ① 定期健康診断、人間ドック・脳ドック、レディースドック等の受診あっ旋
 - ② 嘱託産業医のあっ旋
 - ③ 家庭用常備薬等のあっ旋
 - ④ 総合的人材確保支援とメンタルヘルスケア事業の紹介
 - ⑤ 総合的福利厚生事業等代行の紹介
 - ⑥ 傷害共済制度の紹介
 - ⑦ 選択制確定拠出年金制度の紹介
 - ⑧ エンディングプランの紹介
- (2) 社会保険労務士会員に対する支援
 - ① 会員活動助成金支給制度
 - ② 事業主会員増強奨励金制度
 - ③ 適用促進奨励費
 - ④ 中退共等手数料
 - ⑤ 業務関連図書等の紹介
 - ⑥ 事務所PR用パンフレット・ホームページの作成支援
 - ⑦ 業務提携企業による無料オンラインセミナーの紹介

4. IT化の促進事業

- (1) 雇用保険電子申請の利用促進
- (2) 会員の電子メールアドレスの登録の促進
- (3) 会員への電子メールによる迅速な情報伝達の実施
- (4) 「賃金等の報告」作成支援システム(SR-SaaS)の利用促進
- (5) ホームページの充実及び更新頻度の向上

5. ブロック活動

- (1) ブロック内の会員相互の連携・協力と親睦の促進及び業務勉強会等の充実
- (2) 東京都社会保険労務士会各支部会員とブロック委員との情報交換等交流及び相互協力体制の確立による会員加入の促進

Ⅲ. 事務局の充実

- (1) 業務の簡素・効率化、デジタル化の推進
- (2) 業務量の増加に伴う組織・人員体制の整備
- (3) 事務局職員の適正配置、人材育成
- (4) 新規採用職員の補充による、事務処理体制の充実・強化

Ⅳ. 東京 SR 建設業労災福祉協会との連携強化

Ⅴ. 全国社会保険労務士会連合会との連携強化

Ⅵ. 東京都社会保険労務士会及び統括支部・各支部との連携強化

Ⅶ. 東京都社会保険労務士協同組合との連携強化

Ⅷ. 全国・関東地区等 SR 経営労務センターとの連携

Ⅸ. 全国労働保険事務組合連合会及び飯田橋労働保険事務組合協議会事業への協力関係団体との交流

令和6年度収支予算

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		令和6年度 予算額	勘定科目		令和6年度 予算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 会費収入①		123,609,100	1. 事業費		23,280,000
2. 会費収入②		6,991,000		(1) 研修会費	700,000
3. 会費収入③		1,639,500		(2) 助成費	13,180,000
4. 入会金収入		5,280,000		(3) 広報活動費	2,500,000
5. 報奨金等収入		18,038,500		(4) IT対策費	2,500,000
	(1) 報奨金	16,117,500		(5) 福祉事業費	400,000
	(2) 適用促進奨励金	1,400,000		(6) 年度更新業務費	4,000,000
	(3) 中退金等手数料	521,000	2. 管理費		145,532,000
6. 事務受託費		6,705,600		(1) 人件費	88,800,000
7. 雑収入		2,100,400		(2) 会議費	6,050,000
	(1) 雑収入	2,100,000		(3) 事務所借入等需用費	50,682,000
	(2) 受取利息	400	3. 予備費		352,100
当期収入合計(A)		164,364,100	当期支出合計(C)		169,164,100
前期繰越金		35,254,307	当期収支差額(A)-(C)		△4,800,000
収入の部合計(B)		199,618,407	支出の部合計		169,164,100
			次期繰越収支差額(B)-(C)		30,454,307

東京SR経営労務センター会員状況 (令和6年3月31日現在)

1. 社会保険労務士会員

会員数	法人会員数	計
1,169 (1,144)	281 (266)	1,450 (1,410)

注) () は前年同月数です。

2. 事業主会員

	一元適用事業所	二元適用事業所	計
事業所数	2,993 (3,032)	2,526 (2,380)	5,519 (5,412)
事業場数	3,344 (3,365)	6,044 (5,637)	9,388 (9,002)

注) () は前年同月数です。

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間 2023年12月1日午後4時～2024年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。申込Webサイトへは(有)エス・アール・サービスHPからアクセスできます。※サイバーリスク保険(特約)も好評販売中!
毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切



取扱代理店 有限会社エス・アール・サービス ☎ 03-6225-4873

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 広域法人部法人第二課 ☎ 03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款(WEB約款。東京海上日動火災保険(株)お申込みWebサイトよりご覧ください。)によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <https://www.sr-service.jp>

東京SR建設業労災福祉協会 令和6年度総代会報告

令和6年6月14日(金)午後2時00分より、ホテル東京ガーデンパレスにおいて、令和6年度総代会が開催され、議案第1号から第4号まで総ての議案が原案どおり承認されました。

第二種特別加入制度の周知が図られ、新規加入会員324名を加え、加入者数は令和6年3月31日現在2,032名となりました。

令和5年度事業報告(要旨)

令和5年度における本会の主な事業内容は次のとおりです。

- ① 東京SR経営労務センターとの連携のもと円滑な事務処理に努めた。
- ② 労働保険料の管理、申告・納付、年度更新等の的確な事務処理を行った。
- ③ 個人情報の適切な保護及び管理を徹底した。
- ④ 一人親方等の特別加入制度のパンフレット配布を行うとともに、新規加入者には労災保険給付のしおりを配付した。また、あらゆる機会を捉え、当協会及び労災保険制度の周知並びに加入勧奨を行なった。
- ⑤ 東京都社会保険労務士会の協力を得て、当協会の周知と更なる利用拡大を図った。
- ⑥ 東京SR経営労務センターと協力を図り、社会保険労務士会員を通じ一人親方会員に対する安全作業及び衛生教育に関する周知の徹底を行い業務災害防止に努めた。
- ⑦ 建設業における特別加入制度の周知と活用促進に努めた。
- ⑧ 医薬会社、医療機関と契約し、一人親方会員向けに家庭常備薬、人間ドックのあっ旋を行ったほか、オリジナル卓上カレンダーを配付するなど会員福利厚生の実施に努めた。
- ⑨ 担当社会保険労務士会員への助成に関する事業を実施した。
- ⑩ 東京SR経営労務センター会報「飛翔63号」へ当協会の事業報告を掲載し事業内容の周知を行った。
- ⑪ 東京SR経営労務センターとの連携協力のもと、東京SR経営労務センターホームページ等を活用した広報と情報の提供を図った。

令和5年度決算報告

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		令和5年度	勘定科目		令和5年度
大科目	中科目	決算額	大科目	中科目	決算額
1. 入会金収入		972,000	1. 事業費		13,052,854
2. 会費収入		28,383,000		(1) 広報活動費	846,396
3. 雑収入		114,066		(2) 研修会費	192,178
				(3) 支払手数料	280,016
				(4) 会員拡張奨励金	11,358,000
				(5) 年度更新業務費	376,264
			2. 管理費		15,592,592
				(1) 諸会議費	1,009,990
				(2) 事務委託費等需用費	14,582,602
			3. 予備費		0
当期収入合計(A)		29,469,066	当期支出合計(C)		28,645,446
前期繰越金		7,560,738	当期収支差額(A)-(C)		823,620
収入の部合計(B)		37,029,804	支出の部合計		28,645,446
			次期繰越収支差額(B)-(C)		8,384,358

令和6年度事業計画

I. 労働保険事務処理に関する事業

- (1) 東京SR経営労務センターとの連携のもと円滑な事務処理の実施。
- (2) 労働保険料の管理、申告・納付、年度更新等の的確な事務処理の実施。
- (3) 個人情報の適切な保護及び管理の徹底。

II. 組織の拡充に関する事業

- (1) 一人親方等の特別加入制度のパンフレットの配布を行うとともに、新規加入者には労災保険給付のしおりを配付するなど、当協会及び労災保険制度の周知による、新規会員の加入促進。
- (2) 東京都社会保険労務士会等関係機関の協力を得て、当協会の周知と更なる利用の拡大の推進。

III. 研修・講習に関する事業

- (1) 東京SR経営労務センターと協力を図り、社会保険労務士会員を通じ一人親方会員に対する安全作業及び衛生教育に関する周知の徹底と業務災害の防止の推進。
- (2) 建設業における特別加入制度の周知及び活用の促進。

IV. 福利厚生に関する事業

- (1) 一人親方会員福利厚生の充実支援に関する事業
 - ① 定期健康診断、人間ドック・脳ドック、レディースドック等の受診あっ旋。
 - ② 家庭用常備薬等のあっ旋。
 - ③ オリジナル卓上カレンダーの作成配付。
- (2) 社会保険労務士会員への助成に関する事業
 - ① 会員拡張奨励金事業の継続実施。

V. 広報活動に関する事業

- (1) 東京SR経営労務センター会報「飛翔」に、当協会の事業内容の掲載による周知。
- (2) 東京SR経営労務センターとの連携協力のもと、東京SR経営労務センターホームページ等を活用した広報と情報の提供促進。

令和6年度収支予算

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		令和6年度 予算額	勘定科目		令和6年度 予算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 入会金収入		990,000	1. 事業費		12,580,000
2. 会費収入		26,760,000		(1) 広報活動費	800,000
3. 雑収入		10,000		(2) 研修会費	250,000
				(3) 支払手数料	400,000
				(4) 会員拡張奨励金	10,680,000
				(5) 年度更新業務費	450,000
			2. 管理費		14,099,104
				(1) 諸会議費	1,200,000
				(2) 事務委託費等需用費	12,899,104
			3. 予備費		1,080,896
当期収入合計(A)		27,760,000	当期支出合計(C)		27,760,000
前期繰越金		8,384,358	当期収支差額(A)-(C)		0
収入の部合計(B)		36,144,358	支出の部合計		27,760,000
			次期繰越収支差額(B)-(C)		8,384,358



メールアドレス登録について 及び電子化のお知らせ

日頃より、東京SR経営労務センター（以下、「当センター」という。）の運営についてご理解とご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

センターからご案内している以下の郵送物につきまして、2024年11月を目途に、順次、電子メールやホームページでご案内する方法に変更となります。

- 会報『飛翔』
- 福利厚生サービスやあっせん品の案内パンフレット等
- 研修会・厚生行事に関する案内等

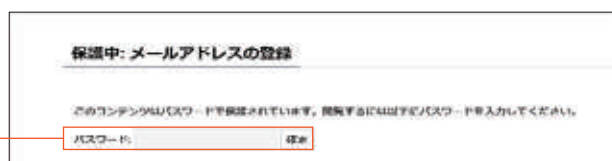
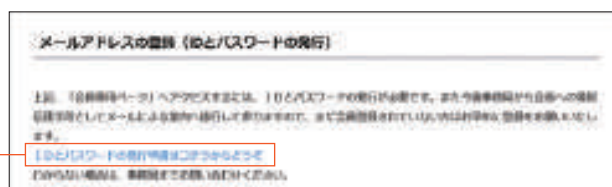
つきましては、社会保険労務士会員でメールアドレスを登録されていない方には、以下の手順でメールアドレスの登録が必要となります。なお、事業所会員様はメールアドレス登録をいただく必要はありませんこと、申し添えいたします。

＜ 社会保険労務士のメールアドレス登録（会員登録）方法 ＞
※登録は、令和6年10月31日（水）までをお願いいたします。

- (1) ホームページへアクセスする。
➡ ヤフー・グーグル等で「東京SR」を[検索]、
及びアドレス <https://tokyo-srkrc.jp/> を入力後(2)へ進む。
又は右のQRコードから入り(4)へ進んでください。



- (2) 「社会保険労務士」をクリック。
- (3) 「IDとパスワードの発行申請はコチラからどうぞ」をクリック。
- (4) パスワード入力欄に「touroku」を入力し[確定]をクリック。
- (5) メールアドレスの登録フォーム項目に従い会員氏名やメールアドレス等を入力し[確認画面へ進む]をクリック。
- (6) 「会員登録完了」の画面が表示されたら完了です。



※登録して2～3日後に、専用IDとパスワードがメールで送られてきます。以後は、このID・パスワードを使用し「会員専用ページ」にアクセスできます。

総務委員会 活動のご紹介

総務委員会 委員長 山崎 早苗

現在、総務委員会は吉永担当副会長のもと6人の委員で活動しております。

主な担当業務は東京SR経営労務センター(以下、「当センター」という。)の

- ・ 広報活動に関すること
- ・ 定款及び諸規程の改正、並びに細則の作成に関すること
- ・ 総代会の準備及び運営に関すること

等です。

近年の具体的な活動としては、皆さんにご覧いただいたと思いますが、昨年(令和5年)当センター創立35周年記念誌「飛翔」の編集、発行を行いました。

また、広報活動としては少し前になりますが令和元年「東京SR PR動画」の作成を行いました。現在も当センターHPトップページに掲載中です。ぜひご覧になってみてください。当センターのご紹介、新規顧客へのアプローチ等活用いただければと思います。

他に、昨年には当センター定款、助成金支給細則をはじめとする各種細則の見直し案を準備いたしました。

今後も当センターを多くの方に知っていただくため、また縁の下の力持ちとして活動してゆく所存です。

なお、委員会は和気あいあい。仲間に加わっていただける方は大歓迎です。いつでもお待ちしております。



業務委員会 活動のご紹介

業務委員会 委員長 十佐近 三生

業務委員会では、会員の皆様に向けて様々な支援活動を展開しています。主な活動として、月2回の入会説明会を開催し、東京SRの仕組みと業務の要点を説明しています。今年度は入会説明の動画化に取り組み、よりスムーズにかつ安定した内容を提供できるように整備いたしました。また、業務歴の浅い会員向けに「新規事業所委託事務入門講座」を年1回実施するほか、労働保険・特別加入の「事務処理要綱」の監修も行い、業務の標準化を図っています。更に、隔月で発行する「業務事例集」では、実務での事例と根拠法令を提供し、会員の参考となる情報を提供しています。年度更新に関しては、「賃等報告作成入門講座」や「年度更新事務処理要綱」の監修を行い、個別相談会や説明会も実施するなど、会員が安心して業務に取り組めるようサポートしています。

業務委員会の活動により、会員の皆様が速やかで適正な手続きを行われることによって、顧問先企業様と深い信頼関係を築いていただけるように、今後とも尽力して参ります。

研修委員会 活動のご紹介

研修委員会 委員長 曾布川 哲也

勉強が大事です。社労士は、法令改正を経営者に伝える国家政策の、言わば「伝達士」でもありますので、経験が無くても、新しい情報に触れて理解し上手に伝えることで、信頼を得ることが出来ます。更にAIを使いこなせば言うことはありません。やはり常に勉強が必要です。

委員会の活動状況について

研修会は年に4回の開催です。これまで、労働局の担当官、社労士、弁護士、大学教授、労働科学の研究者、AIの専門家など、私たちが必要とする知識と経験をお持ちの方々にご登壇いただき、1回につきたっぷり3時間、学ばせてもらっています。最近の学習環境はスマホ一つで整い、動画配信サービスを介して様々な情報が手に入ります。行政官庁も動画での説明が一般的です。それでも、私たち社労士にフィットした情報提供は、ありそうで無いのが現状です。ますます、社労士のための研修が必要になってきています。研修委員会は、今後も皆様の期待に応えるべく努めてまいります。

IT委員会の活動および東京SR加入のメリット

IT委員会 委員長 山本 昌之

1. IT委員会の主な活動

IT委員会では、主に以下のことを行っています。

- IT化の促進・会員の電子申請サポート
- ホームページの作成・運営

東京SR経営労務センター(以下、「当センター」という。)では、労働保険料申告に伴う処理や雇用保険被保険者資格の得喪手続き等の電子化を進めています。

促進策として電子申請説明会やパソコンを使った講習会(実際にパソコンを使い操作方法の習得)などを開催し、紙の様式を用いて手続きを行っていた方や、社会保険労務士としての登録後間もない方も、実施しやすくなるようサポートを行っています。

コロナ禍においては、パソコンを使った講習会の代わりにインターネット上に操作方法を説明した動画を公開しました。

2. 加入のメリット(IT関係)

(1) 労働保険料申告

労働保険料の申告は、次の流れで行います(継続事業の場合)。

- ① 会員は委託事業主から賃金情報等を入手
- ② 会員は当センター(事務局)に賃金情報を報告(SR-SaaSシステムを使用)
- ③ 当センター(事務局)は労働保険料の申告を行う

従来は手書きで行っていた②の「賃金等の報告」を電子化することにより、報告に要する手間や時間の削減につながっています。

(2) 雇用保険資格取得・喪失等

離職票の発行などの電子申請は、紙の様式より作成時間の短縮(例：被保険者算定対象期間や賃金支払対象期間などすべて書く必要がなく、自動で表示される等)につながりやすくお勧めです。

当センターに事務委託している事業主の雇用保険手続きの際は、「社会保険労務士電子証明書」を取得していない方も雇用保険の電子申請を行うことができますので、これから電子申請に取り組んでみたいとお考えの方も実施しやすいです。



会員委員会 活動のご紹介

会員委員会 委員長 長谷川 淳一

ます。交流会は、ブロックの活性化にはなくてはならないイベントですので、多くの会員皆さまがご参加いただけますと幸いです。

会員委員会の担当業務は次のとおりです。

①機関誌「飛翔」の編集・発行②厚生行事の企画・運営③各ブロックへの支援③その他会員皆さまに関する業務などです。

飛翔につきましては、現在は冊子にて皆さまに郵送でお届けしているところですが、来年より、センターのホームページに掲載し、web上で閲覧できるようになります。

厚生行事につきましては、毎年、どのような企画が皆さまに楽しんでいただけるのか、委員全員で様々議論を交わしながら企画しております。今後も皆さまが楽しめるような企画をしていきますので、ぜひ奮ってご参加のほどよろしくお願いいたします。

各ブロックの支援につきましては、事務局と協働して、ブロック交流会等の支援をしており



全国社会保険労務士会連合会からのお知らせ

“社会保険労務士向け”及び“関与先企業向け” 「使用者賠償責任保険制度」 加入のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

本制度にて「ストレスチェックサービス」を無料で利用することができます。
詳細は下記提携募集代理店までお問い合わせ下さい。

本制度は、事務幹事代理店「有限会社エス・アール・サービス」と、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」との提携方式による募集となります。この記事は使用者賠償責任保険制度の内容についてご紹介したものです。保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【本件に関するお問い合わせ先(提携募集代理店)】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC) 公務広域法人部
〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

・問い合わせ電話番号 フリーダイヤル0120-015-466

IP電話からは03-4332-4010 (受付:平日9時~17時)

・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

関与先企業向け
サイバーリスク保険
募集中!!
※詳細はお問合先まで

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索


【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)

ハローワーク飯田橋からのお知らせ

**2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする
育児休業給付金の支給対象期間延長手続きがかわります**

2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し**(電子申請で申し込みを行った場合は、**申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの**)をとって保管しておいてください。

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで(再延長で2歳に達する日前まで)支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いいたします。**

必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書 ● 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し ● 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所保留通知書、入所不承諾通知書など) 	申告書の様式はこちら → 
--------------	--	--

◎**育児休業給付金の支給対象期間延長要件** ※1~3すべてを満たす必要があります

1. あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること
2. 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものと公共職業安定所長が認めること
※①~③すべてを満たす必要があります

- ① 原則として子が1歳に達する日(*)の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

3. 子が1歳に達する日(*)の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

✓ 子が1歳に達する日(*)の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日の子が1歳に達する日(*)の翌日の2か月前(4月入所申し込みの場合は3か月前)の日以後の日付となっている市区町村の通知書

※を添付してください。

※入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。

✓ やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。

*パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

(注1)「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

(注2) 1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日(*)」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

お問い合わせはハローワーク飯田橋 ☎ 03-3812-8609 雇用継続課(11#)

東京労働局 公式 X (旧 twitter) 開設について

雇用、労働における各種施策
やイベント情報、その他お知らせを発信していきます!!



東京労働局

@tokyoroudouMHLW

こちらからフォローください







中央労働基準監督署からのお知らせ

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について 電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者 / 安全管理者 / 衛生管理者 / 産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場 / 局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)
 - ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
 - ・ 特定元方事業者の事業開始報告
- など多くの届出等が電子申請可能です

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに
手続きすることができます



- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上で手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください!

厚生労働省労働基準局 広報キャラクター たしかめたん



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

会員の皆様へ

東京SR経営労務センター

家庭用常備薬等斡旋のご案内

福利厚生の一環として、家庭用常備薬等の斡旋をいたします。
商品・価格等について詳細はWebをご覧ください。



申込期間 ▶ 2024年9月26日(木)~10月27日(日)

簡単、便利なWEB申込

※商品一部ご紹介

<p>2 ★新ルルエース 50錠/第一三共/第2類医薬品</p>  <p>かぜの諸症状（鼻水、鼻づまり、くしゃみ、のどの痛み、せき、たん、発熱、頭痛など）の緩和</p> <p>参考価格 1,133円 390円</p>	<p>4 ★葛根湯エキス顆粒DS 30包/白石薬品/第2類医薬品</p>  <p>感冒の初期（汗をかいていないもの）、鼻かぜ、鼻炎、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み（漢方製剤）</p> <p>参考価格 3,960円 1,350円</p>	<p>7 クリーンデンタルF 50g/第一三共/医薬部外品</p>  <p>歯槽膿漏、歯肉炎、歯石沈着の予防に『9種類の薬用成分配合。歯と歯ぐきをトータルケア』</p> <p>参考価格 1,012円 530円</p>	<p>8 サンスター薬用塩化カルキPU <スリイミントタイプ> 85g/サンスター/医薬部外品</p>  <p>口臭・ネバつきを伴う歯肉炎・歯周炎の予防、口臭の防止、口中を浄化・爽快、ムシ歯を防ぐなど</p> <p>参考価格 1,188円 480円</p>
<p>196 コラリッチEX プライミンググリフトジェル<ハーフサイズ> キューサイ 28g ※スパチュラ(ヘラ)付き</p>  <p>年齢肌の悩み、諦めない。ハリ×弾力、これ一つぬるだけ。</p> <p>年齢サイン[®]に働きかける8種類のコラーゲン[®]</p> <p>シリーズ累計販売実績 2,500万突破!</p> <p>参考価格 3,168円 1,680円</p>		<p>20 ミラブルzero 本体一式(サイエンス)</p>  <p>「シャワーじゃないシャワーで肌つる!髪ツヤ!」</p> <p>お申し込みの状況次第で予定納期より遅れる場合がございます。ご了承ください。</p> <p>商品の詳細はこちらから▶</p> <p>3つの水流で毛穴、シワの奥までウルトラファインバブルが入り込み、汚れを落とすシャワーヘッド</p> <p>参考価格 49,390円 ▶ 38,800円</p>	

合計**253**品目
掲載!!

下記URLまたは右記の二次元バーコードを読み取りログインしてください。
<https://www.blancnetplus.com/h1/a/tokyosr>



ID tokyosr パスワード 202409

※価格には、消費税が含まれております。

商品のお届け日

10月10日までのお申込 ⇒ 10月下旬頃お届け
10月27日までのお申込 ⇒ 11月中旬頃お届け

送料について

購入金額が**4,000円以上**は送料無料で、**4,000円未満**の場合は別途**500円**の送料をご負担いただきます。

代金の支払方法

- ①振込用紙（郵便局・コンビニ対応）※手数料は業者負担
- ②クレジットカード

お問い合わせ等

医薬品販売業者の「白石薬品株式会社」までお気軽にご相談ください。
【受付時間】月～金曜日9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

- お薬など商品に関すること：本社薬店 TEL 072-645-4666
- 返品・交換等に関すること：大阪営業部 TEL 072-940-7085

返品・交換は配送中の破損、お申込内容とお届け内容が異なる場合に限り承ります。商品到着後7日以内にご連絡ください

とく の う ひん
「特納品」をご存知ですか?
特納品とは、健康保険組合・共済組合・各種団体等で疾病予防の一環として、各組合員に特別限定販売されている商品で、市販されていません。

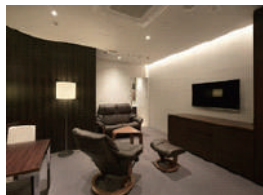
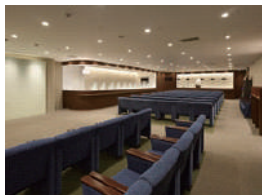
特 このマークが目印です!!

セルフメディケーション 税制(医療費控除の特例)について
税 控 除 対 象
詳しい内容につきましては、弊社ホームページ「セルフメディケーション税制に関するQ&A」もしくは、下記相談窓口にてご確認ください。

白石薬品 相談
お問い合わせ窓口 白石薬品株式会社 TEL 072-622-8500(平日9:00~17:00)
★一品名の前にある★印がセルフメディケーション税制の対象となる医薬品です

施設健診事業のご案内

■春日クリニック



- ・人間ドックAコース 一般的な人間ドックコース
- ・VIP ゴールドコース 個人向けドックで検査内容をグレードアップ
- ・VIP プラチナコース 専用個室をご用意したVIP 向けの最高級タイプ

〒112-0002 東京都文京区小石川 1-12-16TG ビル
都営地下鉄三田線【春日駅】下車 徒歩1分

■品川クリニック



- ・人間ドックAコース 一般的な人間ドックコース
- ・人間ドック スタンダードコース (Aコース)+乳がん健診+子宮がん健診
一般的な人間ドックに加え女性特有のがんである「乳がん」「子宮がん」などの検査を実施

〒108-0075 東京都港区港南 2-16-3 品川グランドセントラルタワー 1階
JR【品川駅】下車 徒歩4分

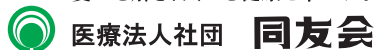
■深川クリニック



- ・人間ドックAコース 一般的な人間ドックコース
- ・特別ドック深川コース 一般的な人間ドック検査に加えさらに詳細な検査を実施
がん検診を充実させたコース

〒135-0022 東京都江東区三好 2-15-10
東京メトロ半蔵門線【清澄白河駅】下車 徒歩5分

愛いを解き、人々を健康と幸せに。



労働新聞電子版が
労務管理をサポート!



労働新聞電子版の主なサービス内容

- 最新ニュース/連載/コラム
- 労働判例集
- 動画(セミナー/ニュース解説 他)
- 労働相談 etc...

購読時と同じようにサービスが使える!
試して安心!
1ヵ月無料
体験実施中!

※お試し中、書籍10%割引は
適用されません

新聞紙面 + 電子版

豊富なサービスが
すべて使い放題で 月額 **3850** 税込 円

詳しいサービス内容は
お問い合わせください!

お問い合わせ



労働新聞社 東京支社

03-3956-7171

メール

tokyo@rodo.co.jp

WEB

<https://www.rodo.co.jp/>

労働新聞の
ご案内は
こちらから!



開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度

全国で約7割の開業社労士の先生方にご加入いただいております。
業務を安心して遂行していただくために、未加入の方は必ずこの機会にご検討ください!

社会保険労務士賠償責任保険

社労士業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、補償します。



開業社労士1人事務所の場合

年間保険料：13,200円(月額換算：1,100円)で損害賠償1請求あたり1,000万円(保険期間3,000万円)まで補償されます。(Aタイプ加入の場合)

保険
期間

2023年12月1日午後4時から2024年12月1日午後4時までの1年間
中途加入も受け付けております。

各種特約

事務組合担保保険 特約

社労士が関与する労働保険事務組合の業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、補償します。

サイバーリスク保険 特約

情報漏えい事故やサイバー攻撃などのサイバーリスク関連の各種損害(法律上の損害賠償責任や各種費用)を包括的に補償します(※サイバー攻撃によらない情報漏えい事故も補償の対象です)。

◎勤務等会員の方には、別途、勤務等用保険がございます(エス・アール・サービスHPをご覧ください。)

お申込みWebサイトからお手続きください。



<https://www.sr-service.jp>

社労士 保険 エスアールサービス

検索

※お申込みWebサイトへは、取扱代理店エス・アール・サービスHPよりアクセスください。



保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。よって加入依頼書の受付、保険料集金事務については、同団体にて実施しています。

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険制度のうち社会保険労務士賠償責任保険、サイバーリスク保険、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細は東京海上日動火災保険株式会社のWEB手続サイト上に掲載の保険約款によりませんが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

お
問
合
せ
先

取
扱
代
理
店

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12
社会保険労務士会館

TEL 03-6225-4873

引
受
保
険
会
社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)
担当課：広域法人部法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

事務局からのお知らせ

☆労働保険料口座引落のお勧め

労働保険料の納付につきましては、振込手数料のかからない口座引落をお勧めします。

◎第2期労働保険料 口座引落日
令和6年10月31日(木)

◎第3期労働保険料 口座引落日
令和7年 1月31日(金)

口座引落をご利用でない方も、指定された納付日までに納入くださいますよう、お願いいたします。

☆口座引落金融機関の変更、新規登録について

口座引落金融機関の変更、または新規登録を希望される場合は、「口座振替依頼書」の提出が必要です。

令和6年度第3期保険料引落で変更または新規登録をご希望の場合は、令和6年11月29日(金)までに「口座振替依頼書」を事務局あて(必着)ご提出ください。

11月29日を過ぎての提出につきましては、令和7年度からの口座変更登録・口座新規登録となりますのでご了解ください。

また、郵送物の宛名・送付先変更も同様の取扱いとなりますので、お早めに「名称・所在地等変更届」等の書類提出をお願いします。

☆事務局職員紹介

【業務課】

手串 圭佑(係長)

中小の業務全般の統括しております。力不足ではありますが業務を効率的に行えるよう頑張ります。

酒井 なぎさ

中小の担当です。円滑に手続きができるよう、頑張っております。

藪部 祐子

業務課で中小を担当しております。一生懸命精進しております。よろしくお願いたします。

桑原 郷子

分からないことばかりです。頑張ります。

相原 和弥

早く仕事覚えてお役に立てるよう努力します。

【管理課】

堀内 香澄

管理課の堀内香澄です。一人親方関連を担当しております。ご不明点等ございましたら、いつでもご連絡ください。

澁谷 文歌

管理課の澁谷文歌です。主にセンターの経理、社労士入会の手続きを担当しております。皆様のお役に立てるよう、業務に努めたいと思います。

◎ 事務局人事異動 ◎

○退職

川上 結城子(令和6年8月31日付)

吉岡 誠(令和6年9月10日付)



編集後記

▶ この度会員委員会に入りました武蔵野ブロックの森谷と申します。

夏休みはいかがお過ごしになられたでしょうか。私は7月までの社労士祭りを無事走り切ったので、伊東の按針祭へ行ってまいりました。

按針祭とは徳川家康の外交顧問であった三浦按針が伊東の松川河口で日本最初の洋式帆船を建造したことを記念したお祭りです。

按針祭期間中はたくさんの催し物が行われますが、中でも花火大会は伊豆最大級の規模で、視界に入りきらないほどの花火は圧巻です。

クルーズ客船である飛鳥Ⅱもこの花火を観覧するために、毎年花火会場の沖合に停泊しており大変にぎわっています。ご興味があれば是非訪れてみてください。

(森谷 吉克)

▶ 千代田ブロックの堀と申します。

先日病院を受診した際初めて「マイナ保険証」を利用してみました。既に利用登録はしてあったので、専用の機器にタッチして(置いて)何度か「はい」を選択するだけ(?)で簡単に利用できました。報道によればマイナ保険証の利用率は徐々に伸びているものの、今年7月の利用率はまだ11%程度(残りはこれまで通りの保険証)だったそうです。健康保険証の新規発行は12月2日に廃止され、発行済みの健康保険証についてもその後の利用は経過措置として最大1年間とのこと。利用方法は簡単なので、利用登録済でまだ使ってみたことの無い方は是非一度試してみてもよいかもしれません。

(堀 拓磨)

担当副会長/吉村 光弘

会員委員会/長谷川 淳一、利根川 雪絵、大関 ひろ美、堀 拓磨、溝口 りん子、森谷 吉克

◆ 表紙の題字は、初代会長、柏木高美氏の筆によるものです ◆